

設例Ⅲ

無支給の場合の仕訳

退職給付金算出の基礎となる会員期間が1年未満の場合は、退職給付金が支給されませんので、共済会からの「資産変更通知書」により事業主掛金累計額（退職給付引当資産）を取り崩す処理と退職給付引当金の取り崩し処理を行なってください。

例) 会員期間 11 か月の会員 C 氏が 4 月末日に退職したため、共済会に会員退会届（様式第 10 号）を提出したところ、共済会から「会員の退会に伴う資産変更通知書」が送付されました。

	借方科目	金額	貸方科目	金額
A	その他の費用	① 51,150	退職給付引当資産	② 51,150
B	退職給付引当金	③ 51,150(注)	その他の収益	④ 51,150

(注) 4,650 円/月 × 11 月 (～4 月までの分) = 51,150 円

- ・ A、B の仕訳は貸借対照表と事業活動計算書に反映

～ 元 帳 ～

退職給付引当資産					
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				その他の費用	②51,150
					51,150

退職給付引当金					
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	その他の収益	③51,150			
		51,150			

その他の収益					
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
				退職給付引当金	④51,150
					51,150

その他の費用					
日付	借方	金額	日付	貸方	金額
	退職給付引当資産	①51,150			
		51,150			

<参考>

前記の処理では退職給付引当金は掛金送金時に計上していますが、期末時に計上する方法によれば、次のような処理になります。

*** 退職給付引当資産と退職給付引当金を取崩す処理**

	借方科目	金額	貸方科目	金額
A	その他の費用	51,150	退職給付引当資産	51,150
B	退職給付引当金	46,500(注)	その他の収益	46,500

(注) 4,650円/月 × 10月(～3月までの分) = 46,500円

本文の処理と<参考>として記載した処理との比較(事業活動計算書)

<参考>に記載した処理は、本文の処理における「退職給付費用」4,650円が「その他の収益」51,150円と相殺された処理になっています。

		本文の処理の場合	<参考>の処理の場合
収益	その他の収益①	51,150	46,500
費用	退職給付費用	4,650(注)	
	その他の費用	51,150	51,150
	小計②	55,800	51,150
差引((①-②)当期活動増減差額)		△4,650	△4,650

(注) 4月分掛金送金時の(借方)退職給付費用4,650(貸方)退職給付引当金4,650の処理により計上